

★このニュースレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

# 法務ページ

## 2025.4 Vol.204

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

### せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)  
せのお社会保険労務士・行政書士事務所  
代表 妹尾 悟  
(返還先)  
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016  
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214  
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

お花見の季節。花より団子のわたし



徒然なるままに Vol.150

### 長男の旅立ち



こんにちは。社労士の妹尾です。  
昨年の次男の進学に続き、今年は長男が就職で家を出ることになりました。そのため昨年と同様、家族全員で引っ越しの手伝いに行ってきました。  
初の一人暮らしのため、家具はほぼすべて新品を準備。ベッドは、昨年次男のとき組立てを経験しており、家族全員「お店の人」というぐらいの手際よさであっという間に完了しました。  
長男は、家ではほとんど料理をしたことがなく、少し心配していましたが、引っ越し後、自炊もしているようです。かく言う私も一人暮らしを初めてしたとき、料理はほとんどしたことがなくそれでもなんとかなりました。ちなみに私の料理の師匠は、漫画「クッキングパパ」でした。今も得意としている「おかかチャーハン」は師匠から学びました。^^; (妹尾 悟)

### 知っ得！ 人事労務トピックス

#### ●50人未満事業場のストレスチェック義務化

現在、労働安全衛生法では、50人以上の事業場にて、ストレスチェックの実施が義務化されていますが、50人未満は努力義務です。令和7年の通常国会で、改正が予定されているものに、この50人未満の事業場においても、ストレスチェックの実施が義務づけられる方向です。

事業場の規模	ストレスチェック	報告義務
50人未満	義務化予定	(施行後も)なし
50人以上	実施義務あり	あり

施行は公布の日から起算して3年を超えない範囲内で政令の定める日となります。

※「知っ得！」については、当事務所HPでもお知らせしています

### 暖くなるこの時期



こんにちは、スタッフの筒井です。  
少しずつ暖かくなってくるに従って、私の目と鼻がムズムズしてくるのです。  
そう花粉症の季節がまたやってくるのです。  
今年は、かなりの花粉が飛散すると言われています。毎年、そのように言っている感じがします。  
鼻水は出るし、くしゃみもするし、目はかゆくてたまらないし、本当に疲れます。桜の花などキレイな花がたくさん咲く時期なのですが、影では、苦勞しています。ティッシュやハンカチを片手に、目薬を片手に持って対応するしかないと思います(笑)  
とにかく、この時期をどうにかして無事に乗り切りたいと思います。(筒井 浩美)

### お花見



こんにちは、スタッフの川合です。  
今年もお花見の季節がやって参りました。毎年お気に入りの公園で家族とお花見をしているのですが、今年は新しい場所を開拓しようかなと考えています。  
小さいときからお散歩が好きで春になると、1人で散策していました。今度は家族のために、桜を求め、お弁当を持って、散策という名の先取りお花見をしたい！と思っております。  
まだまだ寒さが続いています。早く暖かくなって春にならないかな、と待ち遠しく思っております。

(川合千愛輝)